

資料5．第三者レビューに関するガイドライン等の概要

第三者レビューの適正な実施を図り、信頼性及び透明性を確保するため、国内外でガイドライン等を策定する取組が行われています。

日本公認会計士協会、欧州会計士連盟、ドイツ会計士協会、グローバル・リポーティング・イニシアティブ（GRI）のガイドライン等の概要は以下のとおりです。

発行主体	1．日本公認会計士協会（JICPA）	2．欧州会計士連盟（FEE）	3．ドイツ会計士協会（IDW）	4．グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）
タイトル及び作成時期	・『環境報告書保証業務指針（試案）』（中間報告）（2001年7月）	・FEE discussion Paper “Providing Assurance on Environmental Reports”（1999年10月）	・I D W Auditing Standard: Generally Accepted Standards for Audits of Environmental Report (IDW AuS 820)（1999年9月）	・Overarching Principles for Providing Independent Assurance on Sustainability Reports（2001年4月）
概要	・2000年の「環境報告書保証業務指針（試案）」（案）に対する意見等を踏まえて取りまとめた二次試案	・ディスカッションペーパー及びそれに関連してコメントを求めるための質問事項	・環境報告書の保証業務に関するガイドライン	・検証における諸原則を列記したワーキングペーパーと、それに関連してコメントを求めるための質問事項
目的	・企業等が作成する環境報告書に記載されている環境情報の信頼性に対する保証を付与する業務についてのガイドラインを示すこと。	・国際監査実務委員会（IAPC）が作成中の環境報告書の保証業務に関する国際規格に資するために、国際的な議論のシミュレーションを行うとともに、ディスカッションペーパー自体やそれに対する反応等に基づくインプットをIAPCに対して行うこと。 ・GRIが行っている、持続可能性報告書への保証付与のガイドライン策定に資すること。	・環境報告書に対する、個々に異なる監査の主題を明らかにするとともに、監査実施者の責任を制限することのないような方法で専門的な基準を設定すること。 ・「財務諸表の監査における一般的に合意された基準（Generally accepted standards for the audit of financial statements）」を環境報告書に適用する方法を示すとともに、環境報告書の監査の範囲と限界を示すこと。	・GRIガイドラインに含まれる際には、持続可能性報告書を作成する主体、利用者及び保証付与者に対して持続可能性報告書の保証に関する実際的な手引きを示すこと。
対象	・特に記載はないが、その目的と内容から保証付与者を主たる対象としていると考えられる。	・一義的には職業会計士を対象にするが、その他の専門家が保証を行っていることも認識しており、多様なグループからの意見を歓迎している。	・会計士を対象とする。	・持続可能性報告書を作成する主体、利用者及び保証付与者を対象とする。
構成	1章 一般指針 保証業務に関する一般的事項や保証付与者の資質等 2章 実施指針 保証業務の詳細な手続き等 3章 報告指針 保証業務の結果の報告方法等について記載資料として、環境保証業務報告書の参考例と環境報告書の保証業務に関する主要な手続例	1章 イントロダクション 環境報告書保証業務の背景等 2章 保証業務の責任 チームで行う保証の際の論点や責任の所在、能力等 3章 業務の受諾 保証を行うことが決まった際の論点等 4章 保証付与における主要な問題点 実施の指針等 5章 その他の重要な考察 保証業務の原則等 6章 報告 報告の指針等について記載	1章 イントロダクション 環境報告書保証業務の現状等 2章 環境報告書の定義 環境報告書の定義等 3章 業務の受諾 業務の範囲と受諾条件等 4章 監査実施基準 監査の詳細な手続き等 5章 長文形式の監査報告書 監査報告書（作成しない場合もある）の内容等 6章 証明報告書 その内容とフォーマット等について基準を設定	1章 独立した保証を受けるための企業の立場 受審者が行うべきこと 2章 保証業務の必要条件 証拠や基準の必要性 3章 アプローチと手続き 保証業務の実施の手続き等 4章 結果のコミュニケーション 報告の方法等 5章 保証付与者の能力 保証付与者の適正等について記載